

岐阜県就職氷河期世代正社員化促進奨励金

就職氷河期世代の処遇改善を図るため、就職氷河期世代の有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換又は直接雇用し、厚生労働省のキャリアアップ助成金（正社員化コース又は障害者正社員化コース）（以下「キャリアアップ助成金」という。）の支給決定を受けた中小企業事業主に対して、奨励金を支給します。

対象事業主

以下の全ての要件を満たす必要があります

- 令和4年4月1日以降に対象労働者（次の①～③の全てを満たす労働者に限る）の転換等（※）をし、かつ、厚生労働省のキャリアアップ助成金の支給決定を受けた中小企業事業主であること
 - ① 転換等の時点の満年齢が35歳以上55歳未満の者であること
 - ② 転換等をされた日において、岐阜県内の事業所に勤務しており、かつ岐阜県内に居住している者であること
 - ③ キャリアアップ助成金の支給の対象となった者であること
ただし、障害者正社員化コースにおいては、第1期支給対象期間の支給の対象となった者とする
- 岐阜県税の滞納がないこと

< 対象となる中小企業事業主 >

A または B の要件を満たす法人又は個人事業主であること

業種	A. 資本金の額又は出資の総額	B. 常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

支給額

キャリアアップ助成金に上乗せして
対象労働者1人当たり10万円

◎ 「申請様式」は、岐阜県ホームページからダウンロードできます。

< <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/pressrelease/288041.html> >

◎ 申請・問い合わせ先

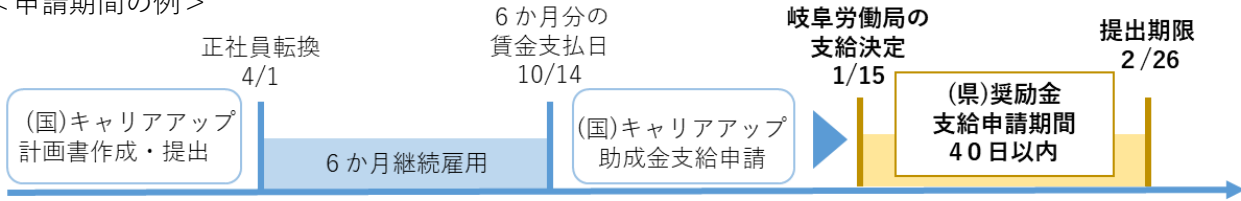
岐阜県までお問い合わせください。

岐阜県 商工労働部 労働雇用課 住所：岐阜市藪田南2-1-1
電話：058-272-8402

申請期間

キャリアアップ助成金の支給決定日から40日以内
又は令和6年2月29日のいずれか早い日（消印有効）

< 申請期間の例 >



R4年 4/1以降の転換が対象

※キャリアアップ助成金の支給の審査に時間を要する場合がございますのでお早目にご申請ください。

不支給要件

※その他、欠格事由等は要綱をご確認ください

対象事業主からの支給申請であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金を支給しない

- (1) 対象労働者が事業主又はその役員の3親等内の親族である場合
- (2) 対象労働者に係る労働条件に不利益又は違法な条項があり、かつ、当該対象労働者から県に申出があった場合

県の奨励金へ支給申請後又は県の支給決定後に、キャリアアップ助成金の支給決定の取消し又は返還命令があった場合は、速やかにご報告ください。

提出書類

以下の全ての書類をご提出ください



(1) 岐阜県就職氷河期世代正社員化促進奨励金支給申請書（県様式）	<input type="checkbox"/>
(2) 対象労働者の内訳（県様式）	<input type="checkbox"/>
(3) キャリアアップ助成金支給決定通知書の写し	<input type="checkbox"/>
(4) キャリアアップ助成金支給申請書の写し < 共通 > ・様式第3号（第1面）「キャリアアップ助成金支給申請書」 < 正社員化コース > 様式第3号（別添様式1-1）「1-1 正社員化コース内訳」 様式第3号（別添様式1-2）「1-2 正社員化コース対象労働者詳細」 < 障害者正社員化コース > 様式第3号（別添様式2-1）「2-1 障害者正社員化コース内訳」 様式第3号（別添様式2-2）「2-2 障害者正社員化コース対象労働者詳細」	<input type="checkbox"/>
(5) 対象労働者の氏名、年齢及び転換等された日における住所が確認できる書類〔官公庁の発行する身分証明書（写）、運転免許証（写）、健康保険被保険者証（写）、住民票（写）等〕	<input type="checkbox"/>
(6) 県税事務所が発行する「完納証明書」	<input type="checkbox"/>
(7) 振込先口座と口座名義が分かる通帳等の写し （申請者と口座名義が異なる場合には、委任状をご提出ください。）	<input type="checkbox"/>